

内閣 第一六号

昭和五年三月二十七日

第五回總會速記錄

人口食糧問題調査會

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	36 委 550

昭和五年三月二十七日

人口食糧問題調查會議事速記錄

內閣

人口食糧問題調査會議事速記録

昭和五年三月二十七日午後一時四十五分開會

○議長（町田副會長） 開會ニ先立チマシテ御挨拶ヲ申上

ゲマス、今日ノ總會デハ會長濱口總理カ此席ニ出ル筈デコ

サイマシタカ、今日ハ宮中ニ午餐ノ御陪食カアリマシテ、マ

タ其方カラ參リマセヌ、人口部ノ安達副會長ハ等シク御陪

食ニ仰付カツテ居リマシテ、引續イテ伊勢ニ復興完成ノ奉

内

閣

告ニ參ルコトニサツテ居リマス、私暫ラク此席ヲ辱メルコ
トニ致シマス、左様御了知シ願ヒマス、直ニ議事ニ入リマ
シテ人口部會決議事項ヲ議題ト致シマス、三件ゴザイマス
か、第一ハ分配及消費ニ関スル方策、第二ハ人口問題ニ関
スル常設調査機關設置ニ関スル件、第三ハ社會省設置ニ関
スル件、此三件ヲ一括シテ先ツ幹事ヨリ朗讀ヲ致サセマス

〔横溝幹事朗讀〕

人口部

分配及消費ニ關スル方策答申

人口問題對策ニ關シテハ曩ニ内外移住拓殖並勞働需給調節ニ關スルモノノ外人口統制並生産力増進ニ關スル諸方策ヲ答申スル所アリタリト雖天然資源乏シク人口増加著シキ我國ノ現狀ニ徴スレバ未ダ之ヲ以テ足レリト爲スヲ得ズ、生活資料ノ分配ヲ適正ナラシメ其ノ消費ヲ有效適切ナラシムルハ如上ノ諸方策ト相俟テ人口支持ノ對策トシテ甚ダ緊要ナリト認ム、其ノ方策ノ大要左ノ如シ。

- 一 生計費及其ノ指數ニ關スル調査ヲ繼續的ニ行フコト。
- 二 救貧制度ノ整備實施ニ努ムルト共ニ最低賃銀制度、各種社會保險等生活保障ニ關スル適切ナル施設ヲ調査實行スルコト。
- 三 失業保險其ノ他職業保障ニ關スル適切ナル施設ヲ調査實行スルコト。
- 四 株主配當並重役賞與ノ制限其ノ他分配ノ公正ヲ期センガ爲適當ノ方途ヲ講ズルコト。

- 五 不勞所得ノ制限、奢侈ノ防止ヲ目的トスル税法改正ヲ期スルコト。
- 六 生活必需品ノ供給ニ於ケル獨占並價格協定ニ對シ監督ヲ嚴ニスルコト。
- 七 都市ニ於ケル住地住宅ノ整理改善就中不良住宅ノ根絶ヲ圖ルコト。
- 八 小運送其ノ他ノ運輸施設、市場其ノ他ノ販賣組織並質屋其ノ他ノ金融機關ノ改善ヲ期シ其ノ充實整備ヲ圖ルコト。
- 九 消費組合其ノ他協同組合ノ普及發達ヲ圖ル爲其ノ獎勵助長ヲ爲スト共ニ之ガ法制ノ完備ヲ期スルコト。
- 十 消費ノ節約、貯蓄ノ獎勵ニ關シ時代ニ適應スル計畫ヲ案ジ虛禮冗費ノ因襲打破ニ努ムルコト。
- 十一 消費ノ合理化ニ關スル調査研究ヲ行ヒ且ツ之ガ實行ニ關スル諸般ノ施設ヲ講ズルコト。

人口問題ニ關スル常設調査機關設置ニ關スル建議件

國ノ人口問題ハ常時調査研究ニ從ヒ其ノ真相ヲ明ニシ之ニ基キ隨其ノ對策ヲ講ズルニアラザレバ問題解決ノ針路ヲ失ヒ對策施設ノ全準ヲ誤リ洵ニ憂フベキ事態ニ陷ルコトナシトセズ、然ルニ現在ノ人口食糧問題調査會ハ政府ノ諮詢ニ應ジ政府ニ建議スル外常時ニ於調査研究ヲ行フニ適セザル憾アリ、加フルニ人口問題ハ其ノ性質上國際的見地ヨリ之ヲ講究シ國際機關トノ聯絡ヲ圖ルコト亦必要ナリ、依テ政府ハ此際速ニ人口問題ニ關スル常設調査機關トシテ研究所ヲ設置シ並ニ諮詢機關トシテ委員會ヲ附設セラレシフトヲ望ム。

此建議ス。

社會省設置ニ關スル建議^件

我國目下ノ情勢ヲ察スルニ人口ノ劇増、失業ノ簇生、
都市ノ膨脹、農村ノ疲弊等相俟テ重大深刻ナル幾多社
會問題ノ發生ヲ見ツツアリ、今ニシテ之ガ對策ヲ定メ計
畫ヲ立ツルニアラザレバ禍根ヲ後年ニ貽スノ憂ナシトセズ、
仍テ政府ハ社會省ヲ設置シ社會政策ノ確立ヲ期シテ
人口問題其ノ他一般社會問題ノ解決ニ力ヲ致サレンコ
トヲ望ム。

右建議ス。

○鈴木幹事長　人口部長が缺席サレマシタノテ便宜上私ヨ
リ代ツテ御報告ヲ申上ケマス、昨年十二月十九日ノ第四回
總會ノ後、人口部ニ於キマシテハ特別委員會ヲ開クコトニ
回、答申案起草ノ爲メ小委員會ヲ開クコト一回、分配及消
費ニ関スル方策答申案ヲ作成致シマシテ、尙ホ人口問題ニ
関スル常設調査機關設置ニ関スル件並ニ社會省設置ニ関ス
ル件^案ヲ二決議ヲ作リマシテ、以上三件ヲ本日午前、人口部

會ニ提出致シマシテ、只今幹事カラ朗讀致シマシタ通り、
即チ御手許ニ配付シテアリマスル案ノ通りニ決議ヲ經タノ
テアリマス、仍チ本總會ニ於キマシテ是等ノ諸案ニ付キ御
審議ヲ願フ次第デアリマス、尚ホ右諸案ノ内容ノ詳細ニ付
キマシテハ、特別委員長タル藤村男爵ヨリ御説明カサル筈
ニサツテ居リマス、以上簡單ニ御報告ヲ申上ケマス、
○議長（町田副會長）是ヨリ特別委員長ノ御報告ヲ願ヒ

マス識

現況人口調査の進捗状況

○藤村委員 御指名ニ依リマシテ私ヨリ今日提案ニナラセ

居リマス三件ニ付テ概略ノ御説明ヲ申上ケマス人口部

特別委員會ハ本調査會設置以來昨年末マテハ労働ノ需給

調節ニ関スル方策、内外移住内地以外諸地方に於ケル人口

對策ハ人口統制ニ関スル諸方策及生産力増進ニ関スル答申

是等ノ諸案件ヲ審議致シマシテハ何レモ人口部會並ニ總會

決議ヲ經テ總理大臣宛答申サレテ居ルヲ知アリマス、
皆様モ御美知ノ通りナガイマス、其後人口部特別委員會
ハ本年六月ノ總會後御手許ニ廻ツテ居リマスル分配及消
費ニ關スル方策ヲ申案ニ付テ審議ヲ致シタル尚ホ人口
問題ニ關聯致シマシテ、社會省設置ニ關スル件及人口問題
ニ關スル常設調查機關設置ニ關スル件此二件ヲ附帶決議
ヲ致シマシタ、之ニ付キマシテ只今部長代理ヨリ御報告ノ

通り特別委員會ヲ三回開キマシタ、又諸文案ノ起草ノ爲ニ
小委員會ヲ一回開キマシタ、是等ハ總テ本日ノ人口部會ニ
於テ可決決定致シタノデアリマス、就キマシテハ先ヅ此方
配及消費ニ關スル方策ノ答申案ニ付テ一應ノ御説明ヲ申上
ルマカス、又人口部會ハ、人口部會ニ關スル諸方策ノ審議
ヲ完了致シマシテ、其後ハ人口問題根本對策ノ審議ニ這入

ツタノテアリマス、ソレニ付キマシテハ先以テ生産力増進
ニ関スル問題ヲ審議致シマシテ、是ハモウ既ニ曩ニ御報告
申上ケテアル通りデアリマス、ソコデ今年ヨリハ残ル根本
問題ヲアリマスル所ノ分配及消費ニ関スル方策ノ答申案ニ
付テ審議ヲ致スコトニ相成リマシタ、右ニ付キマシテハ永
井委員ガ改メテ本件ニ関スル私案ヲ提出サレ、尚ホ福田
委員ヨリモ同ジク私案ヲ御提出ニナリマシタ、之ニ付キマ

内

閣

シテ特別委員會ハ、新渡戸、永井、塩澤、井上、今井、吉
田ノ各小委員ヨリ成ツテ居リマスル小委員會ヲ作リマシテ
之ヲ於テ協議ヲサレタノデアリマス、ソレヲ更ニ特別委
員會ニ於テ審議修正ノ上、御手許ニアリマスル通りノ決
議ヲ得ヤレタ次第デアリマス、此分配及消費ニ関スル方策
ノ答申案、之ニ付テ先以テ御説明ヲ申上ケマス、ソレ
初メニ掲ネテアリマスル所ノ前文ニ付テ申上ケ、又此

前文就之ヲ以テ人口對策ノ全体ニ對スル括リヲ付ケタム不
アリマス、即チ特別委員會ノ見解ニ依リマス、ハ人口問
題ニ關スル人口ノ數ノ多イトモ少イトモ云フ如ク國民ノ
頭數及問題ニハナシ、如何ニテ國民ノ安樂幸福ナル生活
ヲ維持傳ルニホカ出来ヤ、如何ニテ國民ノ生活ヲ
向上セシム得ヤ、其ト云フ生活問題ニ關スル、
故テ曩ヨリ答申致シマシタ内外移住拓殖並ニ勞働ノ需給調節

人口統制の問題以外ニ更ニ根本的ノ對策ヲ必要トスル次第
ヲアリマス、其一二ハ曩ニ答申ヲ致シマシタ生産力増進ノ
方策ヲアリマス、ソレカラ第二カ即チ茲ニ今日ノ議題ニナ
ルテ居リマスル所ノ分配及消費ニ関スル方策ヲアリマス、
如何ニテモ生活資料ノ分配が適正ヲ缺キ或ハ貧富ノ懸隔が
不當ニ甚カシイ状態ヲ呈シ、或ハ又國民ノ消費生活が不合
理ヲ示シテ無駄が多イト云フ如キコトヲアリマシテハ

到底人口問題ハ因滿ナル解決ハ望ミ得ラレナイノテアリマ
ス、是が特ニ此答申案カ分配及消費ノ事項ヲ問題ニシテ所
以カアリマス、斯様ナ見解ヲ包括的ニ述ベヤウト致シマシ
タノガ、此前文ノ趣旨ヲアルノテアリマス

次ニ各項ニ付テ申上ケマスルト、右申上ケマシタ前文ノ
見地カウ分配及消費ニ付キマシテ人口對策上特別委員會ニ
於テ特ニ緊要ナリト認メマシタ点ハ茲ニ掲ゲテアリマスル

十一項ノ事項ヲアルノテアリマス、以下是等ニ付テ簡單ナ
御説明ヲ申上げマス

第一 生計費及其ノ指數ニ關スル調査ヲ繼續的ニ行フコ

ト

分配及消費ノ問題ヲ研究スベキ重要ナル基礎トシマシテ

ハ、國民ノ生活費ノ狀態ヲ明確ニ致ス必要カアルノテアリ

マス、故ニ茲ニ生活費及其指數ニ關スル調査ヲ行ハナケレ

内

閣

ハナラヌ、而モ是ハ繼續的ニ行フベキテアルト云フコトヲ
此項ニ於テ主張致シタノデアリマス、御兼知ノ如ク内閣統
計局ニ於キマシテハ、部分的ナカラモ家計調査ヲ行ツテ居
リマス、デアリマスルカウ特別委員ノ意見モ、此内閣統計
局ノ調査ト別ニ新ニ基本調査ヲ始メヨト云フヤウナコトデ
ハアリマセヌ、現行ノ右調査ノ規模ヲモツト大キクシテ、
ヨリ統計的ニ且ツ廣イ範圍ノモノトシテ、而モソレハ必ズ

定期的ニ継続的ニ施行スルヤウニ致シタイト云フ趣旨デア
ルノデアリマス

第二 救貧制度ノ整備實施ニ努ムルト共ニ最低賃銀制度
各種社會保險等生活保障ニ關スル適切ナル施設ヲ
調査實行スルト

國民ノ生活問題ノ中デ最モ重要ナル点ハ、國民特ニ勞働
者及少額ノ所得生活者ニ對シマシテ、少クトモ其最低ノ生

活ヲ保障スルト云フコトヲアラウト思ヒマス、言葉ヲ換ヘ
テ申セバ、所得ノ最低ヲ保障スルト云フコトハ、適正ナル
分配ノ根柢ヲナスモノナルト存スルノデアリマス、而シ
テ此見地ヨリ致シマスルト、救貧制度ノ整備實施、就中既
ニ法律トシテ制定セラレマシタ救護法ノ實施ノ如キハ真先
ニ實現セシムベキモノデアリマシテ、是ト共ニ最低賃銀ノ
制度ナルトカ、或ハ各種社會保險等適切ナル施設ヲ調査

内

閣

實行スルコトが必要ナルト考ヘルノテアリマス、是が本
項ノ趣旨ヲアリマス

第三 失業保險其ノ他職業保障ニ關スル適切ナル施設ヲ

調査實行スルコト

職業ヲ保障スルト申シマスルコトハ、國民が所得ヲ得ル
爲メノ是ハ前提條件ナルノテアリマス、即チソレハ國民
ノ經濟生活安定ノ爲メノ必ず爲ササルベカラサル條件ト申

シテモ宜カラウト思ヒマス、故ニ政府ト致シマシテハ、ア
ラユル手段ヲ盡シマシテ失業ノ防止緩和ニ努メ、或ハ又失
業保險等ノ施設ヲ講ズル必要カアルト存ジマスルノデ、右
ニ関スル適切ナル施設ヲ調査實行スベキデアルト云フノカ
是カ本項ノ趣旨アリマス

第四 株主配當並重役賞與ノ制限其ノ他分配ノ公正ヲ期
センガ爲適當ノ方途ヲ講ズルコト

内

閣

此分配ノ公正ト云フコトハ随分相當ニ困難ナ問題デアリ
マス、其爲ニハ色々ノ方法が考究セラレナケレバナラヌノ
デアリマスルが、差當リ是ハ随分吾間ノ問題ニモ既ニナツ
テ居リマスルが、株主配當金並重役賞與ノ制限ノ如キコト
が當然考ヘラレネバナラヌコトデアラウカト思ヒマス、正
確ナ調査ハゴザイマセヌケレドモ、日本ノ重役賞與ノ^{如キハ}歪米
利加ナトニ比較シマシテ非常ニ高イヤウニ思ハレルノデゴ

内

閣

カイマス、尤モ是等ヲ制限スルト申シマシテモ、無論之ヲ
法律ヲ以テ強制シヨウト云フ譯テハアリマセヌ、此調査會
辺リノ決議が一ツノ刺激トナリマシテ、是が爲ニ輿論が喚
起セラレテ、結局分配ノ公正ヲ期スルコトが出来レバ非常
ニ結構ナコトデアルト考ヘル次第デアリマス、

第五 不勞所得ノ制限、奢侈ノ防止ヲ目的トスル税法改
正ヲ期スルコト

内

閣

不勞所得ノ制限ハ分配ノ公正ト云フ見地カラ見マシテ、
又奢侈ノ防止ト云フコトハ、消費ヲ合理的ナラシメルト云
フ見地カラ見マシテ、是ハ共ニ當然ノコト、考ヘルノデカ
カイマス、所有權ト云フモノノ此範圍ナドニ付キマシテモ
是亦自ラ何所カニ限界ノアルコトデアリマシテ、右ノ如キ
コトハ國民全体トシテノ所得其他經濟生活ヲ圓滿ニスル爲
ニハ一ツノ大切ナル点デアラウト思ヒマス、故ニ税法ノ適

内

閣

當ノ改正ニ依リマシテ、右ノ實現ヲ圖ルベキデアルト云フ
ノカ、是カ本項ノ趣旨ヲガイマス

第六 生活必需品ノ供給ニ於ケル獨占並價格協定ニ對シ

監督ヲ嚴ニスルコト

生活必需品ノ價格ヲ安クスルト云フコトハ國家ノ人口ヲ
支持スル上ニ大切ナル要件デアリマス、故ニ右價格ヲ不當
ニ高カラシムル虞ノアル所ノ供給獨占デアルトカ或ハ價格

協定ナドニ對シマシテハ、嚴重ナル監督ヲ加ヘル必要カアルト思ヒマス、是カ本項ノ趣旨ヲハカイマス

第七 都市ニ於ケル住地住宅ノ整理改善就中不良住宅ノ根絶ヲ圖ルコト

借地借家ニ關スル法制上ノ缺點ヲ補ヒ其ノ完備ヲ期スルコト

人口問題ハ申スマデモナク生活問題デアリマス、之ヲ言

内閣

換ヘマスレバ、人間ヨ人間ラシク支ヘテ人間ラシク生活サ
セルト云フ所ノ問題デアリマス、故ニ此衣食住ノ問題ノ如
キモ最も重要ナル問題ト考ヘラレルノデゴザイマス、此衣
食住ノ食ノ問題ハ既ニ食糧部ノ關係事項デアリマスノデ、
人口部ノ方デハ之ニ觸レマセヌデシテ、此住ノ問題即チ住
居住宅ノ如キヲ解決スルコトハ、是亦極メテ重要ノ事柄ト
思フノデアリマス、故ニ特ニ此住地住宅問題ニ関シマシテ

本項ヲ設ケテ置イタ譯デアリマス、尚又住居問題ノ中デモ
特ニ都市ニ於ケル不良住宅ノ根絶及ビ此借地借家ニ関スル
法制ノ問題ニ付キマシテ、是等ハ極メテ重要ナル問題ト考
ヘラシマシタノデ、本項ニ於テ特ニ之ヲ茲ニ掲ケテ置キマ
シタ次第デゴサイマス、

第八 小運送其ノ他ノ運輸施設、市場其ノ他ノ販賣組織
並質屋其ノ他ノ金融機關ノ改善ヲ期シ其ノ充實整

内

閣

備ヲ図ルコト

分配及消費ニ關聯ヲ持チマスル色々ノ事柄ノ中デ、運輸施設、販賣組織及金融機關、此三ツハ取分ケ重要ナル關係ニ立ツテ居ルノデアリマス、特別委員會ニ於キマシテハ就中此自動車運輸施設ノ如キ、或ハ中央小賣市場ノ如キ、或ハ無擔保少額ノ貸付機關ノ如キ、是等ハ大ナル改善ト充實整備トヲ圖ルベキモノ如ト云フ意見が、大分強クアツタノ

テアリマス、本項ハ是等ノ趣旨ニ基キマシテ茲ニ設ケラレ
タ次第テアリマス

第九 消費組合其ノ他協同組合ノ普及發達シ図ル爲其ノ

奨勵助長ヲ爲スト共ニ之カ法制ノ完備ヲ期スルコ

ト

國民ノ消費生活ニ取リマシテ、消費組合其他ノ協同組織
ト云フモノハ非常ナ貢獻ヲ致シテ居ルモノテアリマスルノ

内

閣

テ、是が奨励助長ヲ爲スベキナルト委員會ハ考ヘタノテ
アリマス、サウシテ之ニ關スル法制ニ於キマシテモ、現行
法ニ若シ缺陷カアルナラバ之ヲ改善シ、進ンテ特別法制定
ノ必要カ有ルカ無イカト云フカ如キコトニ付キマシテモ、
研究ニ値スル問題ナルト考ヘマシタノデ、法制方面ノ研
究ト其完備トシ望ム趣旨ニ依ツテ本項ヲ設ケタ次第デアリ
マス

内

閣

第十 消費ノ節約、貯蓄ノ奨励ニ関シ時代ニ適應スル計

畫ヲ案シ虚礼冗費ノ因襲打破ニ努ムルコト

消費ノ節約トカ或ハ貯蓄奨励トカ申シマスルコトハ、今

日各方面ニ於テ盛ニ唱ヘラレテ居ルコトデアリマスルカ、

消費ノ節約ト云フコトニ付キマシテモ、唯徒ラニ退嬰的ノ

節約ヲ助長スルト云フノミテハイケナイノデ、生産力増進

ト云フ此大キナ方針ト消費節約ト云フコト、ヲ合致セシム

ル必要カアルノテアリマス、又貯蓄奨励ニ付キマシテモ、
貯蓄奨励ノ方法如何ニ依リマシテハ、相當ニ弊害トナルコ
トカナイトモ限ラナイト考ヘラレマス、故ニ是等ニ関シマ
シテハ時代ニ適應スル合理的ナル計畫ヲ案出スルノ必要カ
アルト思ヒマス、尙ホ我日本ニ於キマシテハ冠婚葬祭其他
ニ付キマシテ、随分虚礼冗費ト思ハレル点カアルノテアリ
マス、此因襲打破ニハ努メネバナラヌト云フヤウナ必要ヲ

内

閣

認メマシタノデ、更ニ此点ヲモ併セテ茲ニ掲ケマシタ次第
テアリマス

第十一 消費ノ合理化ニ関スル調査研究ヲ行ヒ且ツ之カ
實行ニ関スル諸般ノ施設ヲ講ズルコト

消費ノ合理化ト申シマスコトハ、洵ニ複雑多岐デアリマ
シテ方面モ極メラ廣イノデアリマス、極ク單純ナル常識判
断ヲ以テ之ヲ一概ニ決メ去ルコトハ出来ナイ事項デアリマ

内

閣

スルノデ、十分ナル調査研究ヲ必要トスル次第デアリマス
且ツ其調査研究ノ結果ハ十分ニ之ヲ尊重スベキデアリ、且
ツ之ヲ實行ニ移スニ付キマシテハ諸般ノ施設ヲ必要ト存ジ
マスルノデ、是亦特ニ本項ヲ茲ニ掲ケマシタ次第デアリマ
ス

右が大体消費及分配ニ関スル方策ノ御説明デアリマス、
續イテ其附帶決議デアリマスル人口問題ニ関スル常設調査

機關設置ニ関スル件ニ付テ申上げマス、人口問題ニ関スル
研究機關ヲ設置スル必要カアルト申シマスルコトハ、人口
部ノ特別委員會ニ於キマシテハ最初ヨリ随分可ナリ強ク唱
へられタコトデアリマシテ、既ニ一昨年ノ春ノ特別委員會
ニ於キマシテモ、新渡戸委員ヨリ之ニ関スル意見書ノ提出
カッサイマシタ、又他ノ委員カラモ相當ノ強イ常設機關設
置ノ御意見カ出テ居リマス、尚又委員會外ノ例ハバ國際聯

内

閣

盟協會ノ如キカラモ、政府ニ對シテ外國ノ人口調査機關ト
相連絡シテ日本ノ人口調査ヲモ研究シナケレバナラヌノデ
研究ノ常設機關ヲ設ケテ欲シイト云フ趣旨ノ建議案が出テ
居リマス、ソレが參考書トシテ特別委員ノ方ニモ廻ツテ居
リマス、其後ノ特別委員會ニ於テ人口統制ニ關スル色々ノ
方策ヲ審議シテ居リマスル際ニモ、度々此常設機關設置ト
云フコトハ議題ニ上ツタノデアリマス、審議ノ便宜上是ハ

後廻シニスルト云フコトニ相成リマシテ、本年一月ノ特別
委員會ニ於テ改メテ永井君ヨリ私案ガ御提出ニナリマシテ
ソレニ付テ審議修正ヲ致シテ、本案ヲ作ツタ次第デアリマ
ス、此人口問題ガ我國現下ノ最モ重要問題ノ一ツデアルト
云フコトハ今更申上ケル必要ハナイノデアリマスルガ、此
問題ハ唯單ニ一時的或ハ臨時的ノ問題デハナクテ、永續的
ノ性質ヲ有スルモノデアリマスルカヲ、其研究調査モ随テ

内

閣

継続的常時的ニ行フ必要カアリ、且ツソレ等ノ實際的ノ其
時々ノ調査ニ基イテ隨時ニ色々ノ問題ノ對策ヲ講スルノテ
ナケレバ、遂ニハ問題ノ解決ノ針路ヲ失ヒマシテ、或ハ飛
ンタ間遠ツタ歸結ヲ見タリ、憂フベキ事態ニ陥ルト云フヤ
ウナ虞ガアルノテアリマス、殊ニ人口問題ハ其内容カ非常
ニ複雑多岐デアリマスルノテ、此人口ノ増減變動及其構成
分布ニ関スル基本調査ヲ初メト致シマシテ、人口統制ニ関

スル科學的研究、一般人口問題對策ニ関スル調査研究、其
他人口及人口問題ニ関スル理論並ニ政策ノ調査研究ハ始終
致サネバナラス必要カアル、又之ヲ國際關係カラ見マシテ
モ、人口問題ハ國際的ノ見地カラ考究ヲ致シテ、外國ノ國
際機關トノ連絡ヲ圖ルト云フコトモ必要アリマス、是等
ノ諸点ヲ考慮致シマス、トウシテモ茲ニ常時的繼續的ノ
モノデアツテ且ツ組織的ノ研究調査機關が必要ナルト考

内

閣

ヘサル^得ナイ次第アリマス、然ルニ此人口食糧問題調査
會ハ人口問題及食糧問題ノ二ツノ問題ニ亘リマシテ、色々
ノ重要事項ノ審議ニ從ヒ、其間ニ連絡統一ト云フコトニ付
テ多少缺陷カアリハシナイカト云フコトモアリマスシ、又
政府ノ諮詢ニ應ジ或ハ政府ニ建議スル以外ニ、始終調査研
究ヲ致シ、或ハ前申シマシタ如キ國際的連絡ヲ行フト云フ
必要カアリマスノデ、此調査會テハサウ云フコトヲ行フノ

内

閣

ニドウモ適シナイヤウナ憾ミガアリマス、故ニ茲ニ人口食糧問題調査會ト云フモノガ此期ニ於テ終ルカ或ハ尙ホ來期マテ続クカ知リマセヌケレドモ、特ニ此案ヲ提出致シマシテ、政府ニ対シテ人口問題ニ關スル常設ノ研究調査機關ヲ設置サレタイト云フコトヲ要望スル次第デアリマス

其次ノ社會省設置ニ關スル件、此問題ハ是亦特別委員會ノ議ニ上リマシタ、敢テ本年ニ這入ツテカラト云フ譯デモ

内

閣

アリマセヌ、既ニ昨年、春ノ特別委員會ニ提出サレマシタ
一般人口方策ニ関スル答申案ノ中ニモ、永井委員ノ私案ノ
如キニハ勞働者或ハ社會省ヲ設置セヨト云フヤウナ項目モ
アツタ位テアリマス、併ナカラソレハ矢張審議ノ都合上後
廻レトナリマシテ、本年一月ノ總會後人口部特別委員會ニ
於テ改メテ永井サンカラ御提出ニナリマシタ私案ヲ原案ト
致シマシテ審議ヲ致シテ、其後ノ特別委員會ヲ經テ可決致

シタ次第デアリマス、本案ノ趣旨ハ案文ノ通りテ明白デア
リマスルガ、要スルニ社會問題ノ解決ヲ専門ノ事務ト致ス
所ノ獨立ノ一省ヲ設ケテ、専門ノ主管大臣ヲ台閣ニ列セシ
ムルコトニ依ツテ、社會問題解決ノ可能性ヲ確實ニシ、社
會政策ノ確立ヲ期シ、同時ニ又最モ是ト影響ノアリマスル
人口問題其他一般社會問題ノ解決ヲモ期シ得ルデアラウト
云フ趣旨カラ致シテ、此案が提出サレ決議サレタ次第デア

リマス

此三案ヲ本日ノ人口部會テ可決ニ相成リマシタ、分配及消費ニ関スル方策ノ答申案ノ中ノ二三ノ項目ニ付テ一二ノ委員ヨリ御尋モアツタノテアリマス、ソレハ第四ノ「株主配當並重役賞與ノ制限其ノ他分配ノ公正ヲ期スル爲適當ノ方途ヲ講ズルコト」是ハ何カ適當ノ具體的ノ案カアルカドウカ、法律ニ依ツテ之ヲ制限スルト云フ譯テハナイノナラバ

内

閣

委員會ニ於テ何カ具体案カアルヲアラウト思フガトウカト
云フヤウナ御質問モアリマシタ、ソレカラ尙ホ第五ノ「不
勞所得ノ制限、奢侈ノ防止ヲ目的トスル税法改正ヲ期スル
コト」之ニ付テモ何カ具体案カアリハセヌカトウ云フコ
トデアルカ、例ヘバ相続税ヲ改正スルトカ何トカ云フコト
デアルカトウカト云フヤウナ御質問モアリマシタ、ソレカ
ラ第七ノ問題ニ付テ「借地借家ニ關スル法制上ノ缺點ヲ補

と其ノ完備ヲ期スルコトニ 之ニ付テ法制上ノ缺點ト云フ
ノハ何デアルカ、何ヲ指スモノデアルカト云フヤウナ御質
問モゴザイマシタ、大体ニ於キマシテ人口部カラノ答申案
ハ、問題が中々多岐多端デアリマシテ、之ニ付テ一々具体
的ノ問題ヲ彼此レ申シテ居ツテハ到底盡キルコトがナイノ
デアリマスカラ、大体ハ抽象的ノ答案ヲ掲ゲテ、サウシテ
之ヲ大方針トシテ政府其他ニ於テ實現ヲ圖ツテ載キタイト

内

閣

云フ趣旨カラ出テ居リマスノデ、只今ノ質問ノ如キニ於キ
マシテモ株主ノ賞與金ノ如キト云フモノハ、随分今日マデ
世間ノ問題トナツテ居ルノデアリマスルカ、尚ホ此上政府
等ニ於キマシテ、宣傳其他ノ方法ニ於テ此分配ノ公正ヲ期
スル爲ニ相當ノ制限カ各會社間ニ於テ行ハルレバ結構デア
ルト云フヤウナ趣旨ニ於テ述べタノデアリマス、ソレカラ
尚ホ第五ノ不勞所得ノ制限ノ如キハ是亦委員會ニ於テハ相

内

閣

続税ノ改正トカ何トカ云フヤウナ話モアリ、又其他ニ色々
ノ腹案モアツタデアラウが、兎ニ角具体的問題ハ論議セラ
レナカツタノデアリマス、ソレカラ借地借家ニ関スル法制
上ノ缺点、是ハマア一例ヲ申セバ敷金ノ制度ノ如キが相當
問題ニナツテ居ル、尚ホ各委員ノ中ニハ色々ノ御意見モア
ツタラウが具体的ニハナカツタト云フ委員ノ答弁デアリマ
シタ、討論ニ移リマシテ、一委員ヨリ分配及消費ニ関スル

内

閣

答申案、之ニ對シテ修正案が出マシタ、ソレハ此前文ノ一
人口支持ノ対策トシテ甚ク緊要ナリト認ムレト云フ所マデ
ニシテ、後トシ全部削ツテ貰ヒタイト云フ修正動議デアリ
マシタ、其御趣意ハ、是ハ殆ト皆純然タル社會問題ガヤナ
イカ、故ニ人口問題トシテ斯ノ如キコトヲ斯ウ云フ風ニ細
カク別ケテ言フ、若シ別ケテ言フナラバ他ニモ幾ウモ案ガ
アルデアラウ、又茲ニ掲ケテアル問題ノ中デモ、失業保險

内

閣

ノ問題ノ如キハ随分議論ノアル問題ナル、寧ロ揚ケヌ方
か宜カウウ、唯前文如ケノモノテ宜クハナウカト云フ修正
意見が一委員ヨリ提出サレマシタ、か、是ハ他ニ賛成者か
ナカワタモノデスカウ、自然消滅ニ相成リマシテ採決ヲ致
シマシタノデアリマス、採決ニ付キマシテハ、此附帶決議
ノ人口問題ノ常設機關設置及社會省設置、此二件ハ全會一
致テ決議ニサリマシタ、分配及消費ニ関スル方策答申ニ付

内

閣

キマシテハ一名ノ反對者カアリマシタガ、少數ヲ消滅致シ
マシテ、三案共ニ人口部會ニ於キマシテハ可決ニナツタ次
第デアリマス、右様ノ次第デアリマスルカラ、以上ニ付キ
マシテトウゾ宣シク御審議ヲ御願ヒ致シマス

○議長（町田副會長） 此際御質問等カゴザイマスナラバ
御發議ヲ願ヒマス

○矢作委員 特別委員長又ハ特別委員ノ方カラ御説明ヲ願

ヒタイノテス、此分配消費ニ關スル方策答申ノ「其ノ方策ノ
大要」如シト云々中ノ四ト五ニ付キマシテ少し兼リタ
イノテアリマス

全体トシテハ答申案ハ大變ニオ立派ナモノデ、私共大体
御賛成シタイト思フノデスが、此五ノ所ニ「不勞所得ノ制限
ト云フモノ」が在リマス、ソレカラ四ノ方ニ「其ノ他分配
ノ公正」期センが爲適當ノ方途ヲ講ズルコトトアリマス

か、此五ノ不勞所得ノ制限ト云フコトハ、不勞所得ハサレ
位ハアツテモ宜シイト云フ意味デ制限ト云フ字ヲ使ヒニ
ナツタノデアリマスカ、サウシテ前ノ「其ノ他分配ノ公正
ヲ期センカ爲」ト云クノデハドウモ不十分カヲ、特ニ不
勞所得ノ制限ト云フコトヲ擧ゲタレタ、斯ウ云ク意味ナノ
デアリマスカ、ソレヲ伺ヒタイ、ソレハ何故ト申シマス
ト私共モ不勞所得ト云フヤウアコトヲ能ク經濟ノ教科書ヤ論

文等テハ拜見シテ居リマスか、併シ此政府ニ出ス答申案ニ
此不勞所得ノ制限ト云フヤウナフトヲハツキリ擧ゲテ置キ
マスノハ、可ナリ議論ノアル言葉ヲ用フルフトニナルノデ
アリマシテ、聊カドウモ私共賛成致シマスノニ、餘程説明
シヌラヌト躊躇スルヤウナ傾ガアリマスノデ、其點ヲ少シ
御説明シ願ヒタラフサイマス

○永井^會委員 私ヨリ御答へ申上ケマス、不勞所得ノ制限ト

アリマスノハ、財産所得が不勞所得ナルト云フが如キ前
提ノ上ニ立ツテ居ラナイノデアリマス、御同様が認めマシ
テ同シ財産所得ヲモ或ハ相續ニ依ル所得ニアツテモ、不勞
ニアラウ、是ハドウモ不勞所得ト、今日ノ常識ト申シマス
カ通念ト申シマスカ、サウ考ヘラル、程度ノ不勞所得ハ、
税法ニ依ツテ適當ノ手段ヲ制限スルヤラニシタラ宜カラ
ウト云フノデ、只今ノ御質疑トハマルデ及對テ、問題ノ起

内

閣

リマセヌヤウニ、財産所得ハ不勞所得テアル、相續カ不勞
所得テアル、ソレデハ問題ニナリマスカラ、斯様ニ認メテ
置イテ、不勞所得ト見ラレルヤウナモノ、制限ヲスルヤウ
ニシタラ宜カウウ、斯ウ云フ意味合テ本文字ヲ使ヒマシタ
ノデアリマスカラ、トウカ其點ハサウ御ヲ兼テ願ヒタウカ
サイマス、尚ホ分配ノ公正ニ付キマシテモ、多々マカアラ
ウト存ジマス、何レ世ノ中カ進ミマスレバ資本勞働ノ間ニ

内

閣

分配ヲ致シマス時ニモ、産業ノ統制上ニ今日ノ如ク資本獨
裁ノ組織テナク、勞働者モ之ニ參加スル時代モ參ラウト存
シマスガ、ソレ等ノコトヲ今日ハツキリ認メルコトハマカ
時勢が早イト云フ御疑モアルテアリマセウ、何レ口調査會
ノ決議事項テアリマスルカウ、左様ナ具體的ノ案ニ觸レマ
セヌテ、出來ル如ク分配ノ公正ヲ期スルヤウニ致シ、又不
勞所得ト見ラル、ヤウナモノハ出來ル如ク適當ナ手段ヲ制

内

閣

限スルヤウニ、斯ウ云フコトニシテ置キマセヌト、如何ニ
人口ノ假ニ増加ノ方ヲ安排ヲ致シテモ、生活ヲ支持シテ行
ク上ニ旨ク參ルマイト云フノデ、ソレデ書キマシタノデ、
只今ノヤウナ御懸念ノナイ積リテ此案ハ出来テ居リマス
○矢作委員　ソレデハ永井サレノ御考テハ此不勞所得ト云
フノハ——具體的ニ申シマスト制限ヲ加ヘタイ不勞所得ト
云フノハドウ云フモノヲ御考ニナソテ居リマスカ

内

閣

○永井委員

相續ニ依ル所得アリマシテモ、最モ著シイ

一例ヲ舉ゲマスト、相續税ニ依ツテ殆ド沒收的ノ相續税ヲ

課スル、斯様ナ意味合ハ茲ニ含マレテ居リマセ又、累進ノ

方法其他テ其所得が如何ニモ不勞所得ノ顯著ナモノ外ト云

フモノニ制限ヲスル、初メカラ財産所得が不勞所得ナル

トカ、相續ニ依ルモノハ不勞所得ナル、ソレハ廢メル趣

旨外ト云フヤウナ意味合ナク、其總テノ事物ニ付テ今日

内

閣

ノ社會ノ通念所謂常識ヲ不勞所得ト認メラル、程度ノモノ
ソレハ恐ラク勤勞所得ニハナイト思ヒマスが、或ハ勤勞所
得ヲモ、卑近ナ例ヲ申上ケマスが、私共現ニ原稿ヲ書イテ
生活ヲ致シテ居リマス、不景氣が參レバドン／＼收入が減
ル、御役人ハ中ニハ随分煙草ヲ吸ツテ傷イテ居ル方モアル
カモ知レナイ、ソレモ亦見方ニ依レバ不勞所得カモ知レマ
セヌ、斯様ナ譯テ、是が不勞所得アレが不勞所得ト云フヤ

内

閣

フナ見方デナク致シタ方が宜カラウ、サウ云フ意味合デ書
キマシタノデスカラ、ドウゾ左様御承知ヲ願ヒマス

○三井委員 吾々ハ此人口問題ノ調査ノ始マツタ時分ニ、

唯此問題ノ根本ハ、所謂我國ノ人口増加ニ依ツテ此増加ス

ル人口ヲ如何ニ養フカト云フコトカラ出発シタト思ツテ居

タノデアリマス、人口問題トシテ人ニ関スル問題トシタナ

ラハ、社會全般ノ事カ人ニ関係シテ居リマスカラ、アラユ

ル社會ノ問題ヲ捉ヘテ研究シナケレバナラヌト思フノテア
リマシテ、此範圍が中々ムツカシイノテ、私ハ此案ヲ見テ
モ非常ニ疑問がアリマスノハ、非常ニ此研究ノ範圍が廣イ、
マカ此會議が繼續シテ居ツタラハ決シテ打切ル譯テハナ
イ、多々益々衆スルヤウニ此人口問題ヲ御研究ニケルコト
、思ヒマスが、斯カル廣範圍ノ此人口問題、私共此人口食
糧調査委員トシテ考ヘル意味ハ、併シ折角是マテ御研究ニ

内

閣

ニナワテ此案が出来タ以上ハ、此案其モノニ付テ彼此レ意
見カマシイコトハ申スノテハアリマセヌカ、斯ウ云フ私ハ
考ヲ持ツテ居ル上カウシテ、若干ノ質問ヲシタイト思ヒマ
ス、

此特別委員長ノ御説明ヲトナタカ前文カケニシテ後トノ
細カイコトハ削ツタ宜イカヤナイカト云フ御意見カアツ
タヤウデアリマスルカ、吾々モサウ云フ感シハ前申シタ理

内

閣

由カラスルノデアリマスルか、併シ殆ド全會一致ヲ通過シ
タ此案ニ付テ今更理窟ハ申しマセ又、唯中々是ハ書キ上ケ
テ見マスト立派ナ文句デアリ名文デアリマスルか、之ヲ實
施スルニ付テハ非常ナ難問題カアラウト思フノデアリマス
難問題ヲモ研究スル如ケテモソレハ利益デアリマセウ、ソ
コ此中テ私ハ最モ難問題トシテ現在ノ行ツテ居ルコト、
若干矛盾シハセ又カト云フ者カ起ルモノニ付テ申しマスル

内

閣

ト、例へバ「生活必需品ノ供給ニ於ケル獨占並價格協定ニ
對シ監督ヲ嚴ニスルコト」是ハ私ハ日本ノ此小賣組織ニ
於テ中々ムツカシイコトヲヤナイカ、又次ノ「販賣組織並
質屋其ノ他ノ金融機關ノ改善」是ノ如キモ矢張我國ノ一般
商取引ノ今日ノ習慣カラ考ヘ、又小賣組織ノ現在ノ我國的
ニ發達シテ居ル所ノ有様カラ見テ、中々ムツカシイ、之ヲ
如何ニシタラ宜イカト云フコトニ付テノ具體的ノ御研究カ

内

閣

アツタカ伺ヒタイ

○永井委員^重

御答ヲ致シマスが、只今ノ御質問ニハ前提か

アルト云フコトアリマシタ、是ハ詳シイコトハ申上ケル

必要モナイト存ジマス、從來人口問題ト申シマスト食糧問

題ノ如ク、人口ト食糧ヲ對比サセテ左様ナ問題デアルト見

タ考ノ人ト、否ソレハ失業問題デアル、職業ヲ得サセテマレ

ハ宜イ、産業其他ノ經濟社會ノ組織制度サヘ変ヘレハ宜イ

内

閣

問題ナルト云フ如キ、殆ト分配問題ノ如ク唱ヘタニツ
ノ見方がアリマス、是ハ學者ノ見方ナル、實際ニハ中々
ソナ譯ノモノデハナイノデ、殊ニ日本ノ今日ノ人口問題
ハ單ニ失業問題デハアリマセ又、又單ニ食糧問題デハアリ
マセ又、此問題ハアラユル社會問題ノ根柢ニ横ハツテ居ル
ノデアリマス、如何ニ人口ヲ支持シテ參ルカト云フト、其
人口ノ支持ニ付テハ一方ニハ生産力ヲ増進シ、他方ニハ分

内

閣

配ヲ調節致シ、公正ニ致シ、消費ヲ無駄ノナイヤウニ致ス
ト云フコトが相俟タナケレバナラヌ、又ソレが今日ノ日本
ニ於テ現實ノ問題ニアリマス、如何ニモ消費が能率的デナ
イ、如何ニモ分配が亜米利加辺リナラ率サ知ラズ七様十國
ト同シヤウニ殆ド考慮セズニ分配がサレテ居リマス、生産
力ノ増進ニ付キマシテモ、日本ノ今日ノヤウナ人口ノ状態
ハ何モ日本ニ限ワタフト知ハナイ、歐羅巴ニ於キマシテモ

内

閣

英吉利ニ於キマシテモ獨逸ニ於キマシテモ、六七十年前ハ
此通りテアワタノテアリマス、併シ其當時ニ於テハ非常ニ
生産力ノ増進シテ居ル最中ヲアリマシタカラ、失業問題モ
起ラズニ済ミ人口問題モ起ラナカッタ、併シ不幸ニシテ我
國ノ今日ハ人口ハ多産多死ナル、斯ルニフ畸形ナ状態ヲ
呈シテ居ル時ニ生産力ハ行詰ノ形ヲ呈シテ居リマス、生産
力ノ増進ハ思フヤウニ參ラヌ、分配ニ付テ特別ノ考慮が拂

内

閣

ハレテ居ルヲト申セバソレモ出来テ居リマセヌ、消費モ封建ノ傳統ニ囚ハレ明治時代ノ因襲ニ囚ハレテ、一向有効ナル考慮が拂ハレテ居ヌ、是等が相俟ツテ今日ノ人口食糧ノ問題トナツテ居ルノチアリマス、現實ノ問題トシテ現ニ失業問題ハ昨今非常ニヤカマシイ問題チアリマスが、私カラ申セバ何モ特別ニ失業問題が今日重大ナ問題ニナツタトハ私ハ考ヘマセヌ、實ハ今日ノ失業問題ハ大抵都市ノ自由

内

閣

勞働者ニアリ、或ハ知識階級勞働者ニアリマス、自由勞働者ハ寧ロ貧民問題ノ點カラ着眼スベキ問題が多い、又所謂知識階級ノ失業問題ト言ウテ居ルモノハ、寧ロ教育制度ノ方カラ顧ミラレナケレバナラス問題ノ方カ却テ重要ナル地位ヲ占メテ居ルト云フカ如ク、マカ失業問題ト致シマシテハ、今日ノ文明國中深刻テナイト私ハ考ヘテ居ル、併ナカラ人口問題ハ極メテ深刻テアルノデアリマス、農村ニハ失

内

閣

業者ノ形テハアリマセ又カ、生活ノ程度ノ低マリツ、アル
カノ如ク思ハレル澤山ノ農民カ居リマス、又小商人其他ノ
小有産階級ト言ハレル随分貧シイ人々モ居リマスノデ、是
等ノ特殊ノ事情ニ鑑ミテ今日ノ人口問題カ何處ニ在ルカト
云フ其頭ハ生産カ分配及消費ノ三面ニ着眼シテ、ソレニ依
ツテ政府モソレニ施設ヲシテ戴カウシ、国民モソレニ氣
カ附イテ反省シテ貫ヒタイト云フ意味合テ是カ出来テ居リ

内

閣

マス、其點ハ前提ニ付テハドウシ其意味合ニ一ツ御考ヲ願
ヒマシテ、只今御質問ノ點モ皆實際ニ於テハムツカシイ事
テアル、ソレハ其通りテアルト存ジマス、併ナカラムツカ
シイト申スコトガ故々世ノ中が變リマスルト、明治時代ニ
ハ不勞所得ノ制限ト云フ文字カケテモ危險思想カ何カニ包
藏セラレテ居ルト思ハレタテアリマセウ、か今日ハヤウテ
ナイト云フカ如ク、生活必需品ノ獨占價格協定ナドニ付テ

内

閣

モ、ソレハ自由競争デアル、何モ国家が干渉スルコトハナ
イト云ク時代ハ疾ニ過ギ去リツ、アリマス、生活必需品ハ
ケハ左様ナ生活ヲ育カスヤウナコトノナイヤウニ十分国家
ハ監督シテ行カサケレバナラヌ、又金融組織ナリ販賣組織
ナリ、マタ此封建傳統ト申シマスカ、如何ニモ不合理ナ仕
組が澤山出来テ居リマス、其爲ニ一般ノ消費者ハ随分無駄
ナモツト安ク生活ノ出来ルモノが出来ヌニ居リマスルカラ

内

閣

單り産業ノ合理化ト言ッテ大量生産ヲ致ス資本主義的ノ經濟組織ノミナラズ、是等ノ點ニ付テ十分国情ニ鑑ミテ考慮スル必要カアルカヤナイカ、恐ラクトノ事項トシテ一朝一夕ニ直カトハ實行出来マスマイカ、先ヅ之ニ依ッテ政府ノ人口問題ノ対策トシテ向ハル、方針ヲ示シ、國民モソレニ依ッテ問題ノ存スル所ヲ知ルヤウニヤリマスレバ、此調査會トシテノ使命ヲ果スコトが出来ヤウト思ヒマスノデ、サ

内

閣

ウ云フ趣旨ニ於テスツト進ンデ參リマシタノデアリマス
ラ、トウゾ御承知ヲ願ヒマス

○三井委員 御説明ハ能ク分リマシタ、サウデナケレハナ

リマセヌカ、私ハ非常ニ難儀ナ問題ト思フ、具體的ニ之ヲ

研究スルト容易ナラサル問題ト考ヘル、決議ハ好イ事デア

リマスカ、趣旨トシテハ先ヅ販賣組織ノ改善ナト、云フコ

トハ、私ハ今日ノ日本ノ自然ニ發達シタ小賣組織ヲ如何ニ

改メテ行クカ、^デパート^ルが此頃迄達シテ来マシタが是モ
弊害がアル、フタエーン・ストアールニスルカ、サウ云フ
ヤウナ組織ヲ研究シテ、此当業者が自然ニ自覺ヲシテ其處
へ進^ンテ来ナクテハ、政府ノ施設トシテハ中々困難デアラ
ウト思フノチアリマスが、併シ御趣意ハ能ク分リマシタ、
又是か斯ウ云フ決議ヲシタカウト言ウテ何等ノ害ニモナリ
マセヌカウ、質問ハ之ニテ止メマス

此中テ消費ノ合理化ニ関スル調査機關ヲ設ケテ調査研究
ヲ行ヒ其實行ニ関スル諸般ノ施設ヲ講ズルト云フコトが
サイマスが、私ハ先ヅ此政府が色々指導シ機關ヲ造リ調査
シシテ行クコトハ宜イノコトヲサイマスが、國民が又自覺シ
テ自ラ此消費ノ合理化ニ向ツテ進ムト云フ途ヲ講ジナケレ
バヤラヌ、是が爲ニハ非常ニ消費が我國ハ不合理ニナツテ
居ルト云フコトハ私ノ申スバカリデハアリマセ又、モウ御

承知ノコトヲアリマスが、大事ナ生活必需品初メ不合理ニ消費スル爲ニ經濟生活が円満ニ行カサルノミナラズ、生産力ノ乏シイ我國ノ此必需品が始終缺乏ヲシテ、今日ハ御承知ノ如ク食糧品ばかりテモ輸入ノ十三パーセントヲ占メテ居ルト云フヤウナ有様デ、之ヲドウシテモ改善シテ此食糧品ナドノ輸入ヲセナイヤウニシサケレバ國際貸借ノ改善ハムツカシイト吾々ハ考ヘテ居リマス、殆ど日本ノ五十

内

閣

五カ六十マデハ原料輸入チアリマス、後トノ僅カナモノが
精製品チアリマスが、其外ニ食糧が十三フパーセントシモ
這入ツテ来ルト云フツトハ、餘程此消費ノ合理化ヲヤツテ
之ヲ改メテ行カナクテハナラヌト云フツトヲ切實ニ感ジテ
居ル一人チアリマス、随テ私ハ此項ニ付テハ最モ結構ナ問
題ト考ヘマスルが、之ニ付テハドウシテモ國民ニソレ如ケ
ノ自覺ヲ與ヘ、ソレが爲ニハ私ハ教育制度ニ餘程改善ヲシ

内

閣

テ戴キタイト云フ希望ヲ持ツテ居リマス、我國民ニ食糧知
識ノ缺乏其此物ヲ取扱フノニ經濟的ニ取扱ツテ行クト云フ
氣分が缺ケテ居ルト云フツトハ申スマデモナイ、吾々首メ
ツイ不知不識其所へ陷ル、トウニテモ是ハ小學校殊ニ農村
ニハ農村ニ必要ナル教育ヲ加味スル、商工業ノ町ノ学校ニ
ハサラ云フモノヲ加味スル、劃一主義ヲ廢シテ是等ノ方法
ヲ執ツテ行クト云フツトハ專ラ私ハ今日ハ必要デアラウ、

内

閣

斯ウ考へ了るノデ、トウシテモ此十一項へ私ハ教育ニ関ス
ルト云フコトヲ入レテ歎キタイト思フノデアリマス、之ニ
付テノ或ハ特別委員會ニ於テ御審議ノ矣カアリマシタラ伺
ヒタイ

○永井委員^(事) 至極御尤ノ御質問デアリマシテ、消費ノ合理
化ト申スノハ消費經濟ト云フ學問的ノ見地カラ申シテモ非
常ニ遲レテ居リマス、日本ニ於テハ消費經濟ノ研究ヲモツ

内

閣

ト致シテ、是ハ高等教育ニ於テモ女學校ノ女子ノ教育ニ於
テモ、小學校ノ教育ニ於テモ、亦一般ノ農村ノ教育ニ付テ
モ此莫ニ付テモツト普及致シ合理的ノ知識ヲ得ルヤウニ致
サセマセヌト、唯消費節約ナル、教化總動員ナル、ソ
レテハ到底今日ノ時勢ニ適シナイ、ドウカモウサシ斯ラ云
フ合理的ノ消費ヲスルヤウニト云フ意味合テ、自然實行ト
ナリマスレバ教育が先ヅ第一ニ氣ノ附クトテアリマスが

其趣旨ヲアリマセヌカヲ、特ニ茲ニ入シマセヌデモ、恐
ク遅イヤラテ早イノハ教育ヲアルト思ヒマスカラ、其意味
合テ、初メノ案ヲアリマシタラ加ヘルコトモ出来タテアリ
マセウカ、加ヘテアリマス趣旨ヲ出来テ居ルノテアリマス
カヲ、トウソ左様御承知ヲ願ヒマス

○矢作委員 此方策ノ大要ノ中ノ六ト云フ所ニ、「生活必
需品ノ供給ニ於ケル獨占並價格協定ニ對シ監督ヲ嚴ニスル

内

閣

コトシ、是ハ至極賛成テアリマス、此生活必需品ニナリ
タモノ如ケノ独占價格協定如ケ嚴ニスル御趣旨ナリテアリ
マス、此生活必需品ヲ生産スルノニ極メテ必要ナ材料テ
アリマシテ、其材料が此独占ノ爲ニ價格が釣上げラレルト
云フコトテアリマス、直ニ生産必需品ノ價格が騰貴スル
ノテアリマス、サウ云フモノヲモ矢張是が爲ニ生活必需
品が必ズ高價ニナルト云フコトが明カテアレバ、其監督モ

内

閣

矢張嚴重ニスルヤウナ意味モ含ニテ居ルモノト了解シテ宜
シウハサイマスカ

○永井委員^(事) 左様御了解ヲ願ヒマス

○三井委員 此社會省設置ニ關スル件ニ付キマシテハ我國
ノ現状ニ於テハ是ハ尤モノ御意見ト思ウテ私ハ衷心カヲ贊

成スル一人ニテアリマスガ、併シ茲ニチヨット伺ヒタイノハ

是ハ或ハ政府側カウテアリマスルカ、我國ノ今日ノ財政ノ

現況ニ對シテ、是ハ無論長イ将来ヲ考ヘテ決議スルト云フ
意味ナラ問題アリマセヌカ、現在ノ此茲ニ理由ニ書イテア
ル情勢カラ起ツタ問題ト致シマスレバ、我國ノ今日ノ財政
ノ現況カラ考ヘマスト、如何シテモ私ハ行政ノ整理ヲ爲サ
レルコト、考フル、我國ノ行政ハ吾々ノ極ク未熟ノ頭テ考
ヘマシテモ頭が多過ナル、如何シテモ是ハ地方ニ分權ヲシ
テ中央行政ハモツト簡約ニシ根本的ニ改メテ行カナケレハ

内

閣

ナラヌノチハナイカト云フ考ヲ持ツテ居ル一人アリマス
随テ今日内務省ニ社會局カアリ内務省カ是等ノ問題ノ全体
ヲ取扱ツテ居ル、此外ニ尚ホ社會省ヲ造ルト云フコトハ果
シテ出来得ルヤ否ヤ私ハ疑問トシテ居ル、又吾々ニ腹藏ナ
ク意見ヲ申セシメタナラハ、私ハモウ此我國ノ各省モ併合
スベキモノハ澤山アル、サウシテ根本的ニ立直シ簡易ナル
中央行政ニ組織替ヘシナケレバナラヌト云フ考ヲ持ツテ

内

閣

※居ル、財政難、此際且ツ一般ノ意向カ地方分權ニ移シテ
中央ノ組織ハ成ベク縮小シヨウト云フ意向カ非常ニ張ツテ
居ル際ニ、更ニ今日ノ社會局ヲ社會省ニスル、内務省テハ
巧ク行カナイカラ社會省ニスルト云フコトハ如何デアラウ
カト思フノデアリマスガ、之ニ對シテハ特別委員會テ相當
ニ御議論ノアツタコト、思ヒマスガ、其點ヲ伺ヒマス

○永井(宣)委員 特別委員會ノ經過ニ付テ御話致シマスケレド

モ、實ハ特別委員ハ、委員トシテ御出席ニナル方ハ社會省
ノ設置ニ付テハ殆ト期セズシテ同ジ意見ヲアリマシタ、但
シ只今御話ノアリマシタ通り社會省ヲ昭和五年度カラ設置
ヲシテ貫ヒタイト云フヤウナ意味合ハ含マレテ居リマセヌ
他方ノ常設調査機關ハ直ク今日ノ調査會ニ續イテ設置ヲシ
テ其方法ヲ講ビテ戴クヤウニト云フコトハ書キ擧ゲテハア
リマセヌカ、併シ「此際速ニ」ト云フコトヲ其辺ハ御察シ

内

閣

ヲ願ヒマス、此社會省ニ付キマシテハ申上ルマデモナク
中々斯う云フ新シイ獨立ノ一省ノ生レル時ニハ色々ナリテ
輿論が起ラナケレバ物ニナワタ驗ハツガイマセヌ、拓殖省
ナドモ随分色々ナ沿革ヲ經テ拓殖省が出来タノデ、私共ハ
拓殖省ヨリモ今日ノ時勢ニ於テ社會省ノ方が急務ト思ヒマ
スルガ、是ハ自ラ又其所ニ多クノ人々が其必要ヲ感シナケ
レバ出来ナイコトデアリマス、人口調査會ト致シテ此一切

内

閣

ノ社會問題ノ根柢ニ横ハツテ居ル日本ニ於テ特ニ重大性ヲ
持ツテ居ル人口問題ノ見地カラ社會省ヲ造ルト云フコトカ
大事ナコトヲアル、此人口調査會ハ恐ラク本日限り——本
年度限り調査會ヲ廢止サレルコト、存シマスルカ、其事ヲ
明ニ致シテ置クコトハ將來ノ行政ノ安排ヲ致ス上ニモ亦社
會省ヲ設置スル上ニモ必ズヤ効果カアルヲアラウト云フヤ
ウヲ考カヲ、皆委員ノ人が期セズシテ殆ト異論者モナク行

内

閣

ツタノテアリマス、速ニ此際云々トアリマシタナラハサウ
云フ御懸念モアウト存ジマスが、此案ニ付テハ故ウ其言
葉ハ書イテアリマセヌノテ、ドウゾソレテ御了解ヲ願ヒタ

イ

○矢作委員 此方策ノ第八ノ所テ市場ノコトが書イテハ
イマスが、特別委員會ニ於キマシテ、最近ニ出来マシタ大
都市ニアリマス中央卸賣市場ニ於キマシテ糶賣ヲ為シマス

内

閣

者が一ツノ商品ニ付テハ一人ニ限ツテ居ルト云フコトニナ
ツテ居ルノテアリマスが、之ヲ複數制度ニシテ貫ヒタイト
云フ要求が大分アルノテアリマスが、ソレヲ一人ニシテ置
クが爲ニ大部弊害モアル、斯ウ云フヤウナ論議がアリマシ
タカ、ヤウ云フ具體的ノ問題ニ付キマシテハ御考究ハアリ
マシタノテアリマセウカ

○永井委員 (意見) 中央卸賣市場ニ付テハ固ヨリ當初其文句が茲

内

閣

ニ加ハツテ居リマシタ程問題ニナリマシタが、
諸テ其市場ノ運用ノ仕方ニ付キマシテ只今一例ヲ挙ケラレタヤウナ點
ニマデ相談ガ及ンデヤカツタノテアリマス、唯中央卸賣市
場ニ付テハ問題ニナリマシタが、只今ノヤウナトウ云フ工
合ノ糶賣ノ方法ニ依ツテ云々ト云フガ如キ具體的ノ案マデ
ニハ及バナカツタノテアリマス

○議長（町田副會長） 御質問ニ相當アリマシタが、若シ

内

閣

尚ホ質問がございますレバ此際願ヒマス——別段御質問

かアリマセネバ是ヨリ本三件ヲ一括シテ御討論ヲ願ヒタイ

——別ニ御發議モナイヤウデございますカラ、……

○藤村委員 討論デハございまセヌガ、此際ニ私ハ——ツ希
望ヲ申述ベテ置キタイト思ヒマス

○議長（町田副會長） 宜シウございます

○藤村委員 本調査會、設置以來人口部ノ方ニ於キマレテ

内

閣

モ亦食糧部モ同様デアラウト思ヒマスが、種々ノ方策が答
申サレテ居ルノデアリマス、是マテノ各種ノ調査會デア
トカ或ハ協議會デアルトカ云フモノ、結果ヲ見マスト、其
委員ノ方々が中々御勉強ニナワテ智能ノアロン限リヲ絞ラ
シテ種々有益ナル方策が協議サレ答申サレテ居ルノデアリ
マス、が、歴代ノ内閣ニ、色々内閣ヲモ御多忙ヲモアリマ
セウケレドモ、ソレ等ノ諸案がドウモ顧ミラレナイト云フ

内

閣

ヤウナ憶ミガアルヤウニ思ハレル、或ハ是等ノ諸案ノ答申
が時勢ニ先立ツテ居ルト云フ點モアルカモ知レマセ又、或
ハ又其時々ノ政府ニ於テ實施困難ナリ實現カ不可能ナル
ト云フ風ニ見ラレテ其修正措カレタフトモアルテアラウト
思ヒマス、併ナカラ此人口食糧問題調査會ノ諸、ノ答申案
ニ於テハ、何レモ今日ノ帝國ノ現状ニ徴シマレテ極メテ重
大ナル最モ将来ニ影響ヲ及ホスベキ問題ノミテアラウト私

内

閣

ハ思フノヘアリマス、又現下ノ實際問題ト致シマシテモ、
今日ノ問題ニナツテ居リマスル人口問題ニ関スル常設調査
機関ノ設置ノ如キハ、折角過去三年間人口問題ニ付テ研究
シテ、而モ是等ノ調査ニ付キマシテハ其道ノ専門ノ人々が
幾多ノ苦心ヲ經テ、實際——前總會ニ申上ケタト記憶シテ
居リマスルケレドモ——全國、内六七縣ノ調査ハ大体出来
テ既ニ印刷ニスルコトニモナツテ居ル、是等ヲ繼續シテヤ

内

閣

リマセヌト、此問題ノ大成ヲ出来マセヌ、右申シタ常設機
関ノ設置、如キハ、此調査會が若シ今期限リ廢止サレルト
云フコトニナリマスナラバ、殆ド絶對的ニ必要ナ機關デア
ラウカト思ハレルノデアリマス、旁ニ本調査會ノ答申案並
ニ只今申シタ常設機關ノ設置ノ如キハ、特ニ現政府ニ於カ
レマシテモ御考慮ヲ拂ハレマシテ、或ハケ一ツ此實行實現
ニ御努力アラシムコトヲ調査會トシテ政府ニ向ツテ御要望ヲ

内

閣

願ヒタイノテアリマス、是か私ノ希望テアリマスカラ、此
際ニ於キマシテ申上ルテ置キマス

○議長（町田副會長） 此三案ニ対シマシテ御意見モナイ
ヤラザアリマスカラ、便宜上御決議ハ一項二項三項ト別レ
テ願フコト、致シタイト存ジマス、先以テ分配及消費ニ関
スル方策、此印刷シタ十一項コサイマスが、此分配及消費
ニ関スル方策ト云フ原案ニ対シテ念ノ爲メ御賛成ノ方ノ擧

手ヲ願ヒマス

〔賛成者 挙手〕

○議長（町田副會長） 満場一致ト認メマス

○内田委員 議長私ハ賛成シナイノデアリマス

○議長（町田副會長） 多數デアリマス、第二ニ人口問題

ニ関スル常設調査機關設置ニ関スル件、之ニ対シテ御同意

ノ方ノ挙手ヲ願ヒマス

内 閣

〔賛成者 挙手〕

○議長（町田副會長）

多數ヲアリマス、此際藤村男爵ニ

一應御相談ヲ致シマスが、只今熱烈ナル御希望ノ点ハ能ク

分リマシタガ、男爵ノ御希望トシテ取扱フテ宜シイノヲア

リマスガ、御話ノ中ニハ此委員會ノ希望トシテ取扱フ御希

望アルヤウニモ受取シマシタ、若シ委員會全体ノ希望トシ

テ取扱フコトヲアリマスレバ、念ノ爲メ能クアリマスル希

望條件ト云フヤウナ意味ヲ以テ此席ニ諮ツテ見ルノモ宜カ
ラウト思ヒマスガ、御希望ハトケラテアリマスカ

○藤村委員 私ハ一個ノ委員トシテ申上ケマシタノデ、若

シ各員ガ之ヲ聽イテ居テ御諒解下スワタラソシテ結構デア

リマス、私ノ身見ガ何モ希望條件トカ何トカ云フヤウナコ

トニシテ御願スル次第デモナカラウト思ヒマス、ドウゾ左

様御義知ヲ願ヒマス

○議長（町田副會長）　ソレデハ只今御話ノ人口問題ニ関

スル常設機關設置ニ関スル件ニ今ノ藤村男爵ノ御希望ノ点
が這入ツテ居ルノ事アリマス、其意味ヲ取扱ヒマス、第三
ニハ社會省設置ニ関スル件、此案ニ對シテ御同意ノ方ノ舉
手ヲ願ヒマス

〔賛成者　舉手〕

○議長（町田副會長）　多數ヲアリマス、是ヲ特別委員長

内閣

カウ御報告ニナリマシタ三項が全部可決サレマシタ、此際
食糧部會ノコトニ付キマシテ御報告ヲ兼テ御諒解シ得テ
置キタイノハ、食糧部會ノ方デハ今日ノ午前及其前更ニ一
回ヲ開キマシテ、胚ノ残留スルコト少キ米ノ販賣ヲ禁止スル
ノ件ト云フ特別委員會デ可決サレタ案ヲ議題トシマシテ食
糧部會が數回審議致シタノデアリマス、學理實際等カラ種
々ナル質問應答等カアリマシテ、今日モ午前ノ會ニ於テ審

内

閣

議シマシタカ、本日午前ノ部會ニ於テ審議決定シマスレバ
此總會ニ御詔ヲスル豫定アリマシタカ、午前ノ部會ニ於
テハ審議未了トナワタノテアリマス、随テ本日ノ此總會ニ
付議スルコトが出来ナクナワタノハ遺憾アリマス、大体
經過ヲ御報告致シテ置キマス、是ニテ今日ノ總會が了リマ
シタ

午後三時十七分散會